<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td>３教育業務連絡指導手当
＜コード＞
２５３０</td><td>

(1) 支給要件

小学校，中学校，高等学校，又は特別支援学校に所属する教諭，養護教諭又は栄養教諭のうち，次に掲げる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会が人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教諭，養護教諭又は栄養教諭が，当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

① 鹿児島県立学校管理規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号）の規定により置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務について連絡調整及び指導助言に当たるもの

② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき，市町村教育委員会が定める教育委員会規則の規定により置かれる主任等で前号に規定する職務と同様の職務に当たるもの

【特殊勤務条例第４条の２】

(2) 支給範囲（小・中省く）

手当の支給の対象となる主任等は，次のとおりである。

① 教務主任

② ３学級以上の学年に置かれる学年主任

③ 次の表の左欄に掲げる学校で３学級以上のものに置かれる同表の右欄に掲げる主任等

<table>
<tr><th>学　　校</th><th>主　　任　　等</th></tr>
<tr><td>高　等　学　校</td><td>生徒指導主任，進路指導主任，学科主任，農場長</td></tr>
<tr><td>特別支援学校</td><td>中学部及び高等部に置かれる生徒指導主任，高等部に置かれる進路指導主任，学科主任，寮務主任</td></tr>
</table>

④ 次の表の左欄に掲げる学校で６学級以上のものに置かれる同表の右欄に掲げる主任

<table>
<tr><th>学　　校</th><th>主　　任</th></tr>
<tr><td>高　等　学　校</td><td>保健主任</td></tr>
<tr><td>特別支援学校</td><td>保健主任，小学部に置かれる生徒指導主任，中学部に置かれる進路指導主任</td></tr>
</table>

【教育業務連絡指導手当支給規則第２条】

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。その月分を翌月の給料支給日に支給する。

【特殊勤務条例12条，教育業務連絡指導手当支給規則第３条】

(4) 支給額

手当の額は，業務に従事した日１日につき２００円とする。

【特殊勤務条例第４条の２第２項】

</td></tr>
</table>